富士ハウス株式会社について

1 企業概要

○ **企業名** 富士ハウス株式会社

○ 所在地 静岡県浜松市砂山町350

(管轄:ハローワーク浜松)

○ 事業内容 建設業

2 指導経過

平成12年12月21日 法第46条第1項に基づき、浜松公共職業安定所長か

ら障害者雇入れ計画作成命令を発出

平成13年1月1日~ 雇入れ計画の実施(計画期間 3年間)

平成14年10月16日 雇入れ計画の適正実施勧告を発出

平成15年12月31日 雇入れ計画の期間満了

平成16年7月~ 特別指導の対象企業に選定し、特別指導を開始

(~平成17年3月)

平成17年1月25日 本省において直接指導を実施

以上のような一連の指導にもかかわらず、企業トップの障害者雇用に対する理解が得られず、相当数の常用労働者の雇入れがあるにもかかわらず、 障害者雇用について改善がなされていない状況にある。

3 障害者雇用状況の推移

	基礎労働者数	障害者の数	実雇用率	不足数
H12. 6. 1	7 1 4	2	0.28	1 0
H13. 6. 1	782	1	0.13	1 3
H14. 6. 1	8 5 7	1	0.12	1 4
H15. 6. 1	8 2 7	0	0.00	1 4
H16. 6. 1	992	4	0.40	1 3
H17. 4. 1	1, 008	3	0.30	1 5

- (注1) 建設業の除外率(平成15年度まで40%、平成16年度から30%)が適用 されており、基礎労働者数は、除外率を適用した後の数である。
- (注2) 障害者の数には、重度障害者のダブルカウントが含まれている。